

代行運転役務の提供に関する説明書

さくら運転代行

住所：奈良県桜井市谷 807-4

電話：080-8056-7467

奈良県公安委員会 認定番号第64-0211号

運転代行業務従事者の氏名	杉田 義則
適用する料金の内容	基本料金 4Kmまで1,500円 その後 1Kmごとに300円 (有料道路・注射代金等 別途) 料金算定の基礎となる代行運転料は随伴車で計測します
適用する自動車運転代行業約款	当社は、国土交通大臣が定めて公示した「標準自動車運転代行業約款」(平成14年5月17日公示第455号)を適用しています。概略は下記に記載しています。
その他：随伴自動車により旅客自動車運送事業に該当する行為は行えません。	

当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容

- ① 運転代行業務の実施中に当社の従業員がお客様のお車で万が一事故を起こした場合の損害賠償措置は、以下のとおりです。
なお、当社は、当社の運行する随伴用自動車で運転代行業務を実施する場合については全て、当該損害賠償措置を講じております。
ご不明な点は当社の従業員にお尋ねください。
- ② ・契約共済組合名； ジェイ・ディ共済協同組合
- ③ ・共済(保険)契約期間； =通年=
- ④ ・契約の内容； 対人賠償 無制限
対物賠償 1億円限度(1事故につき)
お客様の自動車 5百万円(1事故につき)

標準自動車運転代行業約款の抜粋

1. 運行の安全確保のために行う係員の指示には従って下さい。
2. 次の場合には、代行運転役務の提供及びその継続を拒絶する場合があります。
 - ・道路交通法、道路運送法等の規定や公の秩序若しくは善良の風俗に反する場合。
 - ・係員が行う運行の安全確保のための指示に従わないとき。
3. 当社の代行役務の提供により発生した損害に対しては、賠償する責に任じます。
ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、又は第三者に故意又は過失があったこと並びに代行運転自動車に構造上の欠陥等があったことを証明したときはこの限りではありません。
4. 当社は、利用者の故意若しくは過失等により損害を受けたときは、その損害の賠償を求めます。
注) 「自動車運転代行業約款」をご覧になりたい方は係員にお申し付け下さい。